# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第2号

改正案		現行
<b>別紙様式第2号</b> (第25条第1項関係)		別紙様式第2号(第25条第1項関係)
第 期( 年 月 日現在)貸借対照表		第  期(  年  月  日現在)貸借対照表
年 月 日 作成 住 所		年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫名		年 月 日 備付 信用金庫名
理事長氏	名 印	理事長氏  名印
科 目 金 額 科 目 🕏	金額	科 目 金 額 科 目 金 額
(略) (略)		(略) (略)
先物取引差金勘定 売 付 商 品 債 券		先物取引差金勘定 売 付 商 品 債 券
保管有価証券等 売 付 債 券		保管有価証券等 売 付 債 券
<u>金融派生商品</u> 金融派生商品		<u>金融派生商品</u> 金融派生商品
<u>リース投資資産</u> リース債務		リース債務
その他の資産		その他の資産
(略)		(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
1.~9. (略)		1. ~9. (略)

# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第6号

改正案	現行
<b>別紙様式第 6 号</b> (第 25 条第 1 項関係)	別紙様式第6号(第25条第1項関係)
第 期( 年 月 日現在)貸借対照表	第 期 ( 年 月 日現在)貸借対照表
年 月 日 作成 住 所	年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名	年 月 日 備付 信用金庫連合会名
	理 事 長 氏 名 印
科 目 金 額 科 目 金 額	科 目 金 額 科 目 金 額
(略)	(略)
先物取引差金勘定 借入商品債券	先物取引差金勘定 借入商品债券
保管有価証券等 借入有価証券	保管有価証券等 借入有価証券
<u>金融派生商品</u> 売付商品債券	<u>金融派生商品</u> 売付商品債券
<u>リース投資資産</u> 売 付 債 券	売 付 債 券
その他の資産 金融派生商品	その他の資産 金融派生商品
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ~9. (略)	1. ~9. (略)

# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 10 号

改正案	現行
<b>別紙様式第 10 号</b> (第 25 条第 1 項関係)	<b>別紙様式第 10 号</b> (第 25 条第 1 項関係)
第  期(  年  月  日現在)貸借対照表	第  期(  年  月  日現在)貸借対照表
年 月 日 作成 住 所	年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名	年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理事長氏名印	理 事 長氏 名 印
科 目 金 額 科 目 金 額	科 目 金 額 科 目 金 額
(略)	(略)
先物取引差金勘定 払 戻 未 済 金	先物取引差金勘定 払 戻 未 済 金
保管有価証券等 払 戻 未 済 持 分	保管有価証券等 払 戻 未 済 持 分
金融派生商品 職員預り金	金融派生商品 職員預り金
<u>リース投資資産</u>	<b>生物取引受入証拠金</b>
その他の資産	その他の資産
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ~9. (略)	1. ~9. (略)

# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行			
<b>別紙様式第 13 号</b> (第 131 条第 1 項関係)	<b>別紙様式第 13 号</b> (第 131 条第 1 項関係)			
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)			
業務報告書	業務報告書			
(略)	(略)			
<u>第 2 貸 借 対 照 表</u>	<u>第 2 貸 借 対 照 表</u>			
第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)	第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)			
科 目 金額 科目 金額	科 目 金額 科目 金額			
(略)	(略)			
先物取引差金勘定 売 付 商 品 債 券	先物取引差金勘定 売 付 商 品 債 券			
保管有価証券等 売 付 債 券	保管有価証券等 売 付 債 券			
<u>金融派生商品</u> 金融派生商品	<u>金融派生商品</u> 金融派生商品			
<u>リース投資資産</u> リース債務	リース債務			
その他の資産	その他の資産			
(略)	(略)			
(記載上の注意)	(記載上の注意)			
1.~9. (略)	1. ~9. (略)			
(以下略)	(以下略)			

### 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 13 号の 2

### **別紙様式第 13 号の 2** (第 131 条第 2 項関係)

(日本工業規格 A 4)

連結業務報告書 (略)

改正案

第2 連結財務諸表

(略) 1

( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金	額	科		目	金	額
(略)					(略)			

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及 び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただ し、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」 及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を 超える場合は科目を設けて記載する。

 $5.~\sim 7.$  (略)

(以下略)

**別紙様式第 13 号の 2** (第 131 条第 2 項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書 (略)

現行

第2 連結財務諸表

(略) 1

( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金	額	科		目	金	額
(略)					(略)			

(記載上の注意)

- 1. ~3. (略)
- 4.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及 び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただ し、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債 務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目 を設けて記載する。

 $5.~\sim 7.$  (略)

(以下略)

# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 14 号

改正案			現	行		
<b>別紙様式第 14 号</b> (第 131 条第 1 項関係)		別紙様式第 14 号(第 13	31 条第 1 項関係)			
	(日本工業規格A4)				(日本コ	C業規格A4)
業務報告書			業務	報 告 書		
(略)			()	各)		
<u>第 2 貸 借 対 照 表</u>			第 2 貸 借	計 対 照 表		
第 期末 年 月 日現在	(信用金庫連合会名)	第期末年	月 日現在	(	信用金属	重連合会名)
科 目 金 額 科	目 金 額	科目	金額	科	目	金額
(略)		(略)		(略)		
先物取引差金勘定 借入商。	品債券	先物取引差金勘	定	借入商品	債 券	
保管有価証券等 借入有付	西 証 券	保管有価証券	等	借入有価	証 券	
金融派生商品    売付商	品債券	金融派生商	品	売 付 商 品	債 券	
<u>リース投資資産</u> 売 付	債 券			売 付 債	券	
その他の資産 金融派生	生 商 品	その他の資	産	金融派生	商品	
(略)		(略)		(略)		
(記載上の注意)		(記載上の注意)				
1. ~9. (略)		1.~9. (略)	)			
(以下略)			(以7	下略)		

### 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

### **別紙様式第 14 号の 2** (第 131 条第 2 項関係)

(日本工業規格 A 4)

連結業務報告書 (略)

改正案

第2 連結財務諸表

(略)

( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金	額	科		目	金	額
(略)					(略)			

(記載上の注意)

1. ~5. (略)

6.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及 び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただ し、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」 及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を 超える場合は科目を設けて記載する。

7. ~9. (略)

(以下略)

**別紙様式第 14 号の 2** (第 131 条第 2 項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書 (略)

現行

第2 連結財務諸表

(略) 1

( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金	額	科	目	金	額
(略)				(略)			

(記載上の注意)

 $1. \sim 5.$  (略)

6.「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及 び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただ し、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債 務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目 を設けて記載する。

7. ~9. (略)

(以下略)

# 〇信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 15 号

改正案	現行				
<b>別紙様式第 15 号</b> (第 131 条第 1 項関係)	<b>別紙様式第 15 号</b> (第 131 条第 1 項関係)				
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)				
業務報告書	業務報告書				
(略)	(略)				
<u>第 2 貸 借 対 照 表</u>	<u>第 2 貸 借 対 照 表</u>				
第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)	第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)				
科 目 金 額 科 目 金 額	A				
(略)	(略)				
先物取引差金勘定 払 戻 未 済 金	先物取引差金勘定 払 戻 未 済 金				
<u>保管有価証券等</u> 払 戻 未 済 持 分	<u>保管有価証券等</u> 払 戻 未 済 持 分				
金融派生商品 職員預り金	<u>金融派生商品</u> 職員預り金				
<u>リース投資資産</u> 先物取引受入証拠金	<b>先物取引受入証拠金</b>				
その他の資産	その他の資産				
(略)	(略)				
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
1. ~9. (略)	1. ~9. (略)				
(以下略)	(以下略)				